

うるさい時には  
抗議の電話をしよう

# 厚木爆同

【発行】

厚木基地爆音防止期成同盟

発行責任者 石郷岡 忠男

事務所 大和市桜森3-5-3

フロント1F

TEL 046-240-7450

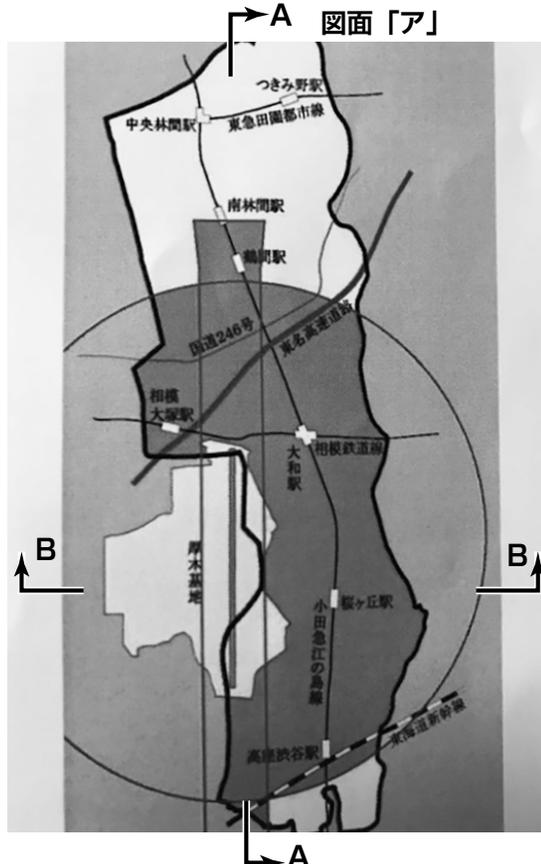
FAX 046-261-5615

bakudou@kanagawa.email.ne.jp

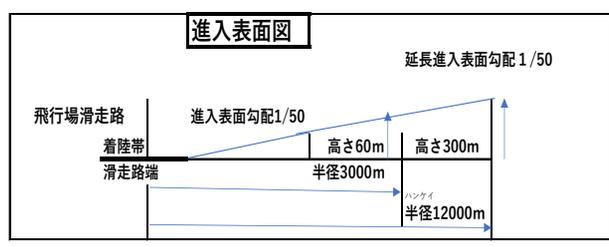
## 基地があることにより 大和市の町づくりにより 大きな悪影響

厚木爆同特別執行委員  
第五次厚木基地爆音訴訟原告団長 大波修二

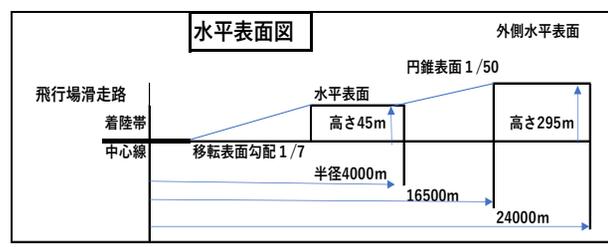
- 大和市は厚木基地によっていくつもの大きな悪影響が出ています。
- ① 厚木基地によって綾瀬に抜ける道路が4km近くもない状況です。その為に大和市西側の綾瀬市側が商業、工業、農業、住宅地が分断されている。
  - ② 大和駅、桜が丘駅周辺（14階建て40・6m以上の高さが建たない）空間が有効活用ができない状況です（航空法違反になるため）。基地周辺の近隣都市の藤沢市（25階建て82・5m）、海老名市（25階建て107・7m）、相模原市（32階建て106・0m）は高層マンションや高層ビジネスビル等の建設で機能的で魅力ある街づくりが進められています。
  - ③ 基地周辺の自治体では航空機の騒音、航空機の墜落の危険がこの地域に大きなマイナスの影響を与えている。
  - ④ 航空機の飛行が音響や様々な電波を攪乱して基地近隣市に在住の市民、企業に悪影響を及ぼしている。
  - ⑤ 厚木基地が日米の極めて重要な軍事拠点になっていることで、いざという紛争時に基地近隣区域が敵からの攻撃地域になる可能性があり国際的に緊張状態のときなどは大きな不安を感じる。
  - ⑥ 基地は組織的に訓練された殺入部隊の住む区域であり、いざというとき治安に与える影響はないのか不安視する声が少なからず存在する。この様に厚木基地が町づくりに様々な悪影響を与えており経済的に大きな損失を生じさせている。その為に大和市基地対策協議会では毎年本市の大きな損害に対して基地周辺対策や基地交付金を抜本的に見直すように国と交渉していますが、国は昔から大和市



### 航空法による建築物の高さ制限 略図



A-A 断面図



B-B 断面図

の諸要求に見合うだけの行政措置を行ってはいけません。国は我々の要求に真摯に応えるべきです。

航空法は以下の通りです。

○ 航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、下図のような制限表面を

設定しております。

○ 制限表面を超える高さの物件（建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む）を設置することは航空法で禁止されています。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合、所有者は除去を求められ、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

図面「ア」は、大和基地対策協議会が厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的な改善に関する要望書の中の(2)新たな施策の実施の項目の資料の一部です。

（大和市の基地対策課作成図面。網掛けの部分が、建築物の高さが制限される区域）

### オスプレイ飛来中止と 部品落下事故再発防止を 求める行動

七月二〇日にオスプレイ4機が

東富士演習場で訓練を行うという通告を受け、滑走路北側で監視抗議行動を行いました。既成事実作りをするように首都圏にオスプレイが飛び回るような状況をなんとかしても阻止しないと行けないという思いから、たくさんの方の参加とともに行動しました。まさにその取り組みの経過の中で、七月二十七日、厚木基地内において大型ヘリMH53Eが離陸直後に窓枠を落下させるといふ事故を起こしました。離陸直後だったため、基地内に



7月31日 厚木基地抗議申し入れ

住宅地に落下して大惨事につながった可能性があり、許されるものではありません。そこで七月三日、厚木基地司令官と南関東防衛局長に対し抗議と申し入れを行いました。二か月以上たつた現在に至るも米軍からは原因も対策も何も回答はありません。（十月十二日時点）

**申し入れ要約**

こんな危険な航空機オスプレイとヘリコプターは私たち住民の上を絶対に飛んで欲しくありません。オスプレイと整備不良のヘリコプターの飛行を今後一切中止するとともに事故原因と整備体制の強化をお願いするものです。

日米地位協定第3条3項には、「米軍は公共の安全に妥当な考慮を払わねばならない」と記されています。私たちの願いは、静かで安全な空の下で生活することです。

以下のことを申し入れます。

1. オスプレイの厚木基地への飛行を中止させるとともに、飛来目的を明確にすること。
2. 事故を起こしたヘリコプターの事故原因の究明と整備体制の強化がなされ、再発防止が出来るまで飛行を中止すること。

以上

# 厚木基地を飛行する航空機の 目視調査と騒音測定を実施

厚木基地に配備されていた米空母艦載機のF A 18戦闘攻撃機やE A 18電子戦機などの航空機61機は、今年3月末までに山口県の米軍岩国基地への移駐が完了しました。

このことにより国は、さる7月4日に艦載機移駐後の4月と5月の厚木基地の騒音状況を調査した結果として、騒音レベル100db以上の大きい騒音回数が移駐前と比較して9割程度減少したと基地周辺自治体に説明しました。

しかし、移駐後も依然としてジェット機の飛来が確認されているにも関わらず、国からの説明では、これまでの騒音がすべてなくなったかのような説明であり、到底納得できるものではありません。

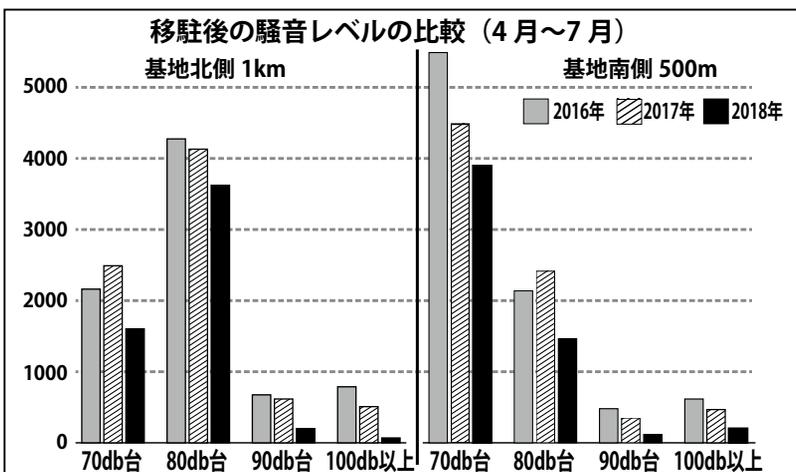
## 艦載機の移駐によって

### 騒音がどのように変化したか

このようなことから、艦載機の移駐によって、基地周辺の騒音がどのように変化したか、騒音測定データを分析



目視調査と騒音測定をする役員



した結果は、移駐前に比べ8割から9割程度の減少となりました。

## 艦載機騒音の減少は

### 爆音解消運動の成果

このように、100db以上の大きな騒音の減少は、私たちの長年にわたる爆音解消58年間の運動の成果であり、特に40年を超える爆音解消の裁判闘争で、「受忍の限度を超える爆音である」「違法な爆音である」「健康被害を与えている」などの判決を勝ち取ってきたこと、さらに行政や議会、市民の声などが力となり、国を動かしたことにより騒音を減少させることが出来たのです。

## 70dbから90db台の騒音は

### 未だに1000回を超える

一方、90db台の騒音測定回数については、6割から7割程度の減少、そして

# 目視調査と騒音測定で 飛行の実態が明らかに

厚木基地を飛行する航空機の目視調査と騒音測定は、さる9月10日から21日まで、土日祝日を除く9日間、厚木爆音防止期成同盟会の役員延べ72名が参加して実施しました。

調査方法は、厚木基地北側の「ふれあい草柳広場」の駐車場（滑走路から北へ約500m地点）と、基地南側の「大和ゆとりの森」の東側駐車場（滑走路から南へ約500m地点）において、午前9時から午後4時まで、二人一組で目視による航空機の確認とハンディ型騒音測定器による騒音測定を実施しました。

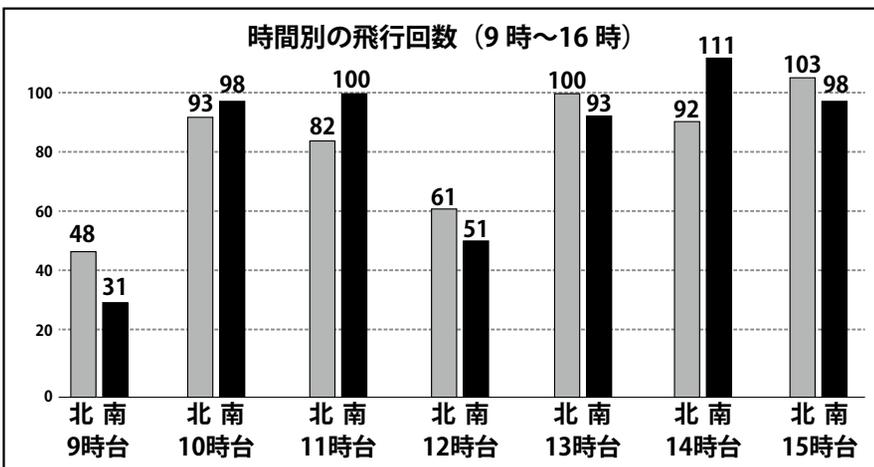
## 日ごとの飛行回数

目視調査による日ごとの飛行回数調査では、基地北側での一日当たり（午前9時～午後4時）の最大飛行回数は



ハンディ型の騒音測定器

9月11日の105回で、雨天の日が二日間ありましたが、9日間の合計で579回の飛行を確認しました。同じように基地南側での一日当たりの最大飛行回数は同じく9月11日の108回で、9日間の合計で582回の飛行が確認され、基地北側と南側の合計では1161回の飛行がありました。時間別の基地北側と南側の飛行回数は、下記グラフのとおりです。



## 1000回を超える70dbから90db台の騒音回数

基地北側 1km				
	4月	5月	6月	7月
2018年	1,438	1,686	1,187	1,096
2017年	2,183	2,485	1,422	1,079
2016年	2,183	2,271	1,481	1,122

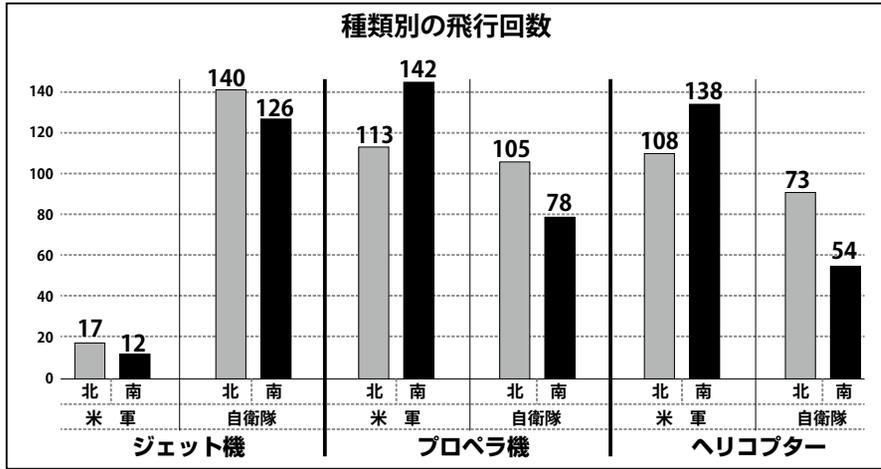
  

基地南側 500m				
	4月	5月	6月	7月
2018年	1,534	1,700	1,130	1,060
2017年	1,952	2,375	1,450	1,104
2016年	2,470	2,443	1,771	1,165

こともあり、厚木基地を飛行する航空機の目視調査と騒音測定の独自調査に取り組むことを、さる9月1日の臨時執行委員会で決定しました。

種類別の飛行回数

目視による種類別の飛行回数調査では、ジェット機が米軍機と自衛隊機で基地北側157回、基地南側で138回、合計295回の飛行を確認しました。



目視による種類別の飛行回数調査では、基地北側は米軍機と自衛隊機で16機種（厚木基地所属でない外来機8機種を含む）の飛行を確認し、基地南側は米軍機と自衛隊機で13機種（外来機



飛行する自衛隊機 P1

5機種を含む）の飛行を確認しました。特に、基地北側と南側の合計では、米軍ヘリコプターのMH60機が242回、米軍連絡機のUC12F機が271回、自衛隊哨戒機P1機が270回の飛行を確認しました。

確認された16機種のうち米軍ヘリコプターMH60機と自衛隊哨戒機P1機との2機種が全飛行回数の半数近くを占めています。

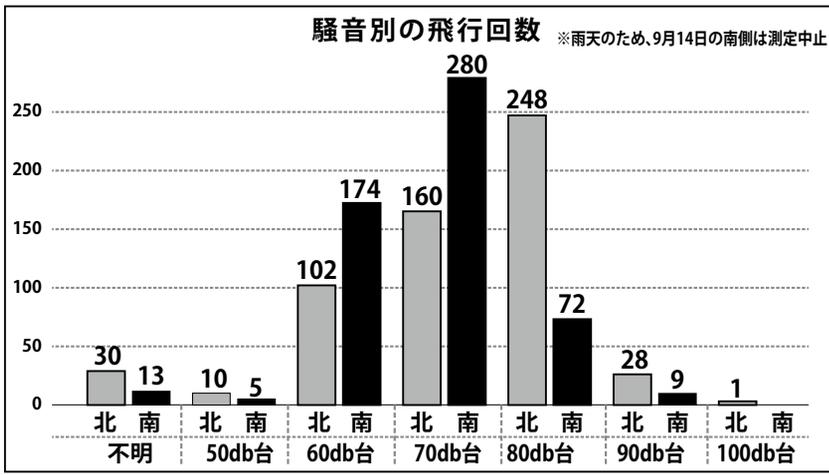
その他にも自衛隊哨戒機のP3C機（69回）と自衛隊ヘリコプターSH60機（96回）の飛行が目立ちました。岩国基地に移駐した艦載機は、洋上展開中のため調査期間中厚木基地には飛来しませんでした。

機種別の飛行回数

Table with flight counts for various aircraft models (MH60, UC12F, P1, etc.) at North and South bases, including a total count.

騒音別の測定回数

ハンディ型騒音測定器による騒音別の飛行回数調査では、基地北側で80db台が最大の248回となり、基地南側で70db台が最大の280回の測定を確認しました。



目視による所属別の飛行回数調査では、米軍機と自衛隊機の飛行回数は、基地北側で米軍機267回、自衛隊機292回、不明機20回、そして基地南側で米軍機292回、自衛隊機258回、不明機32回で、基地北側と南側ともに米軍機と自衛隊機の飛行割合はほぼ半分と確認されました。

まとめ

今回、厚木基地周辺の騒音測定データを分析した結果、艦載機移駐後の4月から7月までの70dbから90db台の騒音測定回数は、毎月1000回を超えている状況が続いています。

このことは、特定の機種が何らかの訓練を実施していることが考えられます。今回の目視調査では、米軍ヘリコプターMH60機のホバリング音やエンジンテスト音、さらには旋回飛行訓練を繰り返して実施していることが確認できました。

この騒音発生源と考えられるヘリコプター機は、機体の部品や窓枠などを落下させる事故を多発している大変危険な航空機です。また、自衛隊の哨戒機P1機とP3C機、米軍の連絡機UC12F機などによるタッチアンドゴー訓練が繰り返されていることなども発生源であると考えられます。



高い騒音は、移駐により減少しましたが、神奈川県生活環境の保全等に定める条例に定められている住居専用地域（8時から18時）での騒音許容限度とされている50dbをはるかに超える70dbから90db台の違法騒音が、いまだに毎月1000回を超えている状況からして、艦載機の移駐によって静かになったとは言えず、引き続き70dbから90db台の違法騒音の解消に取り組んでいかなくてはなりません。

このようななか国は、さる7月4日に日米間で調整した「艦載機移駐後の厚木基地の運用」を基地周辺自治体に説明した中で、空母艦載機の移駐後は、米海軍のヘリコプター部隊、支援部隊、常駐機、外来機及び海上自衛隊航空部隊並びにその他の部隊が厚木基地を引き続き使用し、日米間にとり重要な基地として維持されるとしています。

このことから引き続き、ヘリコプター部隊や支援部隊の航空機による騒音被害と部品落下事故の不安を被ることにありますので、新たな運動目標を構築して引き続き騒音解消に取り組んで行かなければなりません。

そのためにも、いま暫く移駐後の騒音実態を把握していくことが肝要と考えます。

データの詳細は、厚木爆音のホームページに掲載する予定です。

(厚木爆音同書記長 荻窪幸一)

### 第五次厚木基地爆音訴訟 第3回口頭弁論が開かる

横浜地裁

大型な車載台風24号が過ぎ去り、前日の沖縄県知事選で新基地建設反対派の玉城デニー候補勝利の知らせがあった10月1日、横浜地裁で五次訴訟の第三回口頭弁論が開かれました。

傍聴行動参加原告は百人、陳述者と支部長等が当事者席(囲いの中の弁護士と並ぶ席)を占め、傍聴席は記者席も余さずに満杯。法廷に入れない原告もいました。

法廷では若手の藤塚弁護士が、大きく明瞭な声で、爆音の被害の特徴を述べました。その中で印象に残ったのは、「爆音被害は音がある時だけにあるのではなく、爆音を通り過ぎた後になつてまた来るのではないかと不安・いづるのか」という不安・テレビを見ている時なら、音が聞こえない時だけに

被害があるのではなく、爆音が過ぎ去つてテレビの音が聞こえて来ても、爆音で聞こえなくて意味不明になった事の影響は不都合・不満・不快感が続くと



10月1日 横浜地裁前集会



10月1日 爆音訴訟報告集会

いう特徴がある」ということでした。

大和第五支部の尾崎公太郎さんは、基地の東北部に隣接するマンションに住んでいるので、「基地に飛来する飛行

機・ヘリが間近に見え、パイロットの顔も見えます」旋回するヘリが近づいて来る時は自分につかつかつて来るのではないかと恐怖も感じます」「私は溪流つりを趣味としています。溪流の滝の音は大きくても不快ではないが、爆音はとても不快で、人間とは相容れないものがある」と述べました。同じく大和第五支部の斉藤祐太さんは大和で生まれ育ち、「飛行機をよく見ていたので、子どもの時は飛行機マニアでした。でも、子どもを持つようになってから爆音の悪影響を考へるようになってきました」「相鉄線の車掌をしているが、運転手から車掌席に発車準備のブザーが来る時、飛行機の爆音と重なる聞き取れなくて困る」という深刻な問題も述べました。また、祐太さんの祖父の弥作さんは一次訴訟の時から訴訟団

原告・役員として爆音をなくす活動をしていたので、自分もそれを受け継いで頑張りたいという決意も述べました。

## 支部から こんにちは！

### 相模原支部

支部長 山村充夫

相模原支部の会員のほとんどが相模原市南区に住んでいます。南区は大和市と座間市から北、町田市の南に挟まれた地域にあります。ここは厚木基地北側滑走路の延長線上でもあります。このため厚木基地を離発着する航空機の上空通過をよく見ることが出来ます。住宅も密集しており、学校や医療機関も多くあります。入学式や卒業式など、学校行事の多い時期、爆同相模原支部では金子豊

### 相模原市特有の 基地問題なども広く取り上げ



貴男議員を紹介議員として、毎年相模原市に厚木基地航空機による爆音被害の解消を求めて要請行動を行っています。今年も2月22日(木)に爆音問題のほか、NHK受信料の助成を相模原市上空で行わないよう等の

要請を加えて行いました。相模原市では副市長が対応し、学校行事の多い時期は米軍に日程を提示し、訓練を控えるよう要請しているなどの回答をいただいています。相模原にはキャンプ座間や相模総合補給廠、米軍相模原住宅などがあり、米軍施設の多いところです。キャンプ座間のUH60ヘリコプターはキャンプ座間周辺を巡回訓練しており、ヘリコプターの騒音問題も発生しています。これらを踏まえながら、厚木基地の爆音問題だけではなく、相模原市特有の基地問題なども広く取り上げ研究していかなければと思つています。

## 10.10 基地視察報告

去る10月10日、厚木爆同主催・基地視察を秋晴れの42名の爆同会員の参加で取り組みました。

先ず横田基地南側を、東京都昭島市環境コミュニケーションセンター前(最寄り、拝島駅)から視察しました。現地案内と説明を、第9次横田基地公害訴訟原告団団長・福本さんから受けました。

(写真①)



①10月10日 横田基地南側、コミュニティーセンター前



②10月10日 横田基地オスプレイCV-22他

横田基地は、「従来の米軍司令部機能と輸送中継機能を有する基地から、航空自衛隊航空総隊司令部と在日米軍の第5空軍司令部との併置により、日米共同統合運用調整所が設置され、日米双方の司令部組織間の連携や相互運用性の向上が図られ、日米が共同で使用

コミュニケーションセンターが建てられ、集団移転の歴史を伝えるモニュメントがありました。

更に、横田基地正門付近と(国道16号線沿い)、高台にある東京都瑞穂町役場・スカイゲートより基地の全貌を視察し、2機のオスプレイCV-22と大型輸送機C-17などの駐機が確認されました。横田基地の総面積は東京都柏江市よりも広いとのこと。(写真②)

昼食後、「原爆の図・丸木美術館」(埼玉県東松山市唐子1401、TEL0493-22-3266)を訪れました。丸木位里・丸木俊夫妻による原爆の図の作品に触れることが出来ました。(写真③) 学芸員の解説を受けた後、参加者各人が、等身大の屏風絵や壁全体の南京大虐殺を画いた絵の前で、戦争の非人間性に出るべきではないと、戦争の非人間被害者であり加害者であることを南京大虐殺の図(戦争敵対国捕虜の日本人による虐殺)で画いています。丸木夫妻の画いたのは命です。(丸木美術館学芸員)



③10月10日 原爆の図・丸木美術館訪問

横田基地爆音の為、銭湯の窓ガラスが破損したりし非常に危険な状態でした。1960年代から集団で住居を移転し、その移転した跡地に、右記環境

最後に、川越の古い町並みの散策をし、一路出発地点の大和までの帰路につきましました。参加された会員の皆様、お疲れ様でした。